

介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護重要事項説明書 (令和7年4月改正版)

当施設は介護保険の指定を受けています。
(岡山市指定 3370101952号)

当施設はご契約者に対して指定介護（予防）短期入所サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

◆◆目次◆◆

1. 旭川敬老園（名称）の概要	2
2. サービス内容	4
3. 施設（サービス）の利用に当たっての留意事項	7
4. 個人情報保護	8
5. 緊急時の対応方法	8
6. 事故発生の防止及び発生時の対応	8
7. 損害賠償	9
8. 非常災害対策	9
9. サービスの利用のために	9
10. サービス内容に関する相談・苦情	10
11. 第三者評価の実施状況	10
12. 当法人の概要	10

1. 旭川敬老園の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	旭川敬老園
所在地	岡山市北区祇園 8 6 6
介護保険指定番号	介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護 (岡山市 3370101952 号)

(2) 事業の目的及び運営の方針

【目的】

社会福祉法人旭川荘が設置経営する特別養護老人ホーム旭川敬老園（以下「事業所」という。）が行う併設指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の短期入所生活介護職員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対して、適正な指定短期入所生活介護サービスを提供することを目的とする。

【運営の方針】

心から天を敬い、人を愛する人間尊重の理念に基づき、あくまでも在宅での生活の延長を目的とし、ご利用者個人の意志やペースを尊重した短期入所生活介護計画書を立て、支援を実施します。

【サービス提供の方針】

- ① 利用者その人の生き方や個性を尊重し、本人の主体的な「生活」を支援します。
- ② 「生活」の活性化に向けて多職種連携を図り、本人の持つ残存能力や意欲を生かした支援に努めます。
- ③ ここが安心できる「生活」環境となるよう、積極的な声掛けとともに、ゆっくり、丁寧な言葉遣いに心がけていきます。
- ④ 寝たきり状態となることのないよう、より積極的な離床を図るとともに、居心地の良いユニット内の環境整備に努めていきます。
- ⑤ 職員の資質向上を図っていくため、職員研修等の充実に努めていきます。
- ⑥ 利用者にも職員にも優しく働きやすい介護環境を目指し、上手な介護機器や介護用品の活用に努めていきます。
- ⑦ 地域やご家族等との連携・協力を高め、総合的な介護サービスの提供に努めていきます。
- ⑧ 終末期の看取りについても医療との連携の下、利用者、ご家族が納得した最期の時間が過ごせるよう、必要な情報提供を行うと共に、できる範囲で希望に添えるよう努めます。

(3) 従業員の配置状況

【従業員の職種、員数及び職務の内容】（令和7年4月1日現在）

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計	配置基準
管理者		1人	0人	施設の統括	1人	1人
医師	医師	1人	1人	利用者健康管理	3人	1人
生活相談員	社会福祉士等	2人	0人	相談援助サービス	2人	2人
管理栄養士	管理栄養士	3人	0人	食事の管理	1人	1人
機能訓練指導員	理学療法士等	1人	1人	機能訓練サービス	3人	1人
介護支援専門員	介護支援専門員	2人	0人	ケアプラン管理	2人	2人
歯科衛生士	歯科衛生士	0人	1人	口腔衛生の援助	1人	
事務職員		3人	0人	庶務及び会計事務	3人	
その他		3人	6人	運転・配膳・清掃等	10人	
介護・看護職員	看護師	6人	1人	看護介護の援助	7人	3人
	介護福祉士	41人	4人	介護援助	40人	41人
	ホームヘルパー1～2級修了者	4人	10人	介護援助	4人	
	その他	8人	6人	介護援助	21人	

【主な職種の勤務体制】

職種	勤務体制
介護職員	早出① 7:15～16:00 日勤① 8:30～17:15 日勤② 9:30～18:15 遅出① 10:00～18:45 遅出② 11:30～20:15 夜勤 16:00～翌9:30
看護職員	早出 5:45～14:30 日勤 8:30～17:15 遅出 10:30～19:15
医師（常勤）月～金※土日祝休	8:30～17:15
介護支援専門員・生活相談員 機能訓練指導員 月～金※土日祝休	8:30～17:15

○介護又は看護職員は、昼間については1ユニットごと常時1人以上、夜間及び深夜については2ユニットごとに1人以上を毎日配置しています。

○ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置しています。

(4) 事業所の利用定員、ユニット数及びユニットごとの利用定員

ユニット名	定員	ユニット名	定員
本館 2-1 (あじさいの家)	9 人	南館 3-3 (はぎの家)	9 人
本館 2-2 (ゆりの家)	10 人 (2 人)	南館 3-4 (きんもくせいの家)	10 人
南館 2-3 (あやめの家)	9 人	本館 4-1 (ふくじゅそうの家)	9 人
南館 2-4 (しゃくなげの家)	10 人	本館 4-2 (ぼたんの家)	10 人 (1 人)
本館 3-1 (ほうせんかの家)	9 人	南館 4-3 (さざんかの家)	9 人
本館 3-2 (りんどうの家)	10 人 (1 人)	南館 4-4 (すいせんの家)	10 人

2. サービス内容

(1) 当施設が提供する基準介護サービス

①ケアプラン(短期入所生活介護計画)立案

○利用期間 3 日間以上のご利用者に対し立案します。

②食事等

管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

朝食： 7:45～ 8:30

昼食：12:00～13:00

夕食：18:00～19:00

間食：週 7 回

③排泄

ご利用者の身体能力にあわせた援助・介護をします。

④入浴

週 2 回のペースで、ご利用者の身体状況にあわせた介護をします。

⑤送迎

通常の送迎の実施地域において、可能な限りご希望の時間に添えるよう送迎を実施いたします。送迎時には、職員より短期入所での生活状況を責任をもって説明させていただきます。

※通常の送迎の実施地域 原則として、岡山市牧石、御野、中央、津島、高島、旭竜、竜之口、幡多、宇野の各小学校区とします。

⑥生活相談及び苦情相談

日常的な相談ごと・苦情等についてお話をうかがい、解決方法をご一緒に考えます。

⑦在宅での主治医と連携しながら、健康管理を行います。

⑧理美容サービス

月2回、理美容師の出張があり、理美容利用サービスをご利用いただけます。

⑨持参品整理・保管

持参品(衣類等)の整理・保管を行います。

⑩レクリエーション

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加できます。

- ・クラブ活動(手芸・書道・華道) ・全体食事会
- ・映画鑑賞 その他

⑪その他

- ・必要なサービスが生じたときはご相談のうえ、実施を検討いたします。
- ・種々の状況によりサービス内容・料金体系等を変更する場合はご利用者・事業者合意のうえ変更します。

〈サービス利用料金【1日あたり】〉

介護保険の一割又は二割負担分と食費、居住費を足したものが一日のサービス利用料金となります。

① 1割負担の方

	一日あたりの 利用料金	内訳		
		1割負担金	食費	居住費
要支援1	4,286円	620円	1,600円	2,066円
要支援2	4,403円	764円	1,600円	2,066円
要介護1	4,513円	847円	1,600円	2,066円
要介護2	4,591円	925円	1,600円	2,066円
要介護3	4,677円	1,011円	1,600円	2,066円
要介護4	4,758円	1,092円	1,600円	2,066円
要介護5	4,837円	1,171円	1,600円	2,066円

② 2割負担の方

	一日あたりの 利用料金	内訳		
		2割負担金	食費	居住費
要支援1	4,906円	1,240円	1,600円	2,066円
要支援2	5,194円	1,528円	1,600円	2,066円
要介護1	5,360円	1,694円	1,600円	2,066円
要介護2	5,516円	1,850円	1,600円	2,066円
要介護3	5,688円	2,022円	1,600円	2,066円
要介護4	5,850円	2,184円	1,600円	2,066円
要介護5	6,008円	2,342円	1,600円	2,066円

※介護保険の一割負担分は併設ユニット型（介護予防）短期入所生活介護費（Ⅰ）、機能訓練体制加算、サービス提供体制強化加算Ⅲ、夜勤職員配置加算Ⅱ（要介護のみ）、介護職員処遇改善加算Ⅰの合計より算出しています。利用者の必要に応じて、療養食加算などの加算が加わると料金も変化します。

※居住費及び食費については、光熱水費、物価等の変動により額を変更することがあります。

※平成30年8月以降、要支援、要介護認定を受けた者には全員、利用者負担の割合（1割又は2割又は3割）を記載した「介護保険負担割合証」が保険者より発行され、自己負担割

合が決定します。※3割の料金表は別紙にて示すものとする。

【食費の内訳について】

	朝 食	昼食・おやつ	夕 食
食 費	380円	600円	620円

食費については一食単位での料金の請求となります。下記の食費の減額を上限に計算させていただきます。

【食費、居住費の減額について】

介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は食費、居住費が減額され、以下のようになります。

	備考	食費	居住費
第1段階	老齢福祉年金受給者	300円	880円
第2段階	市町村民税非課税の方 (年収80万円以下)	600円	880円
第3段階①	市町村民税非課税の方	1000円	1370円
第3段階②	市町村民税非課税の方	1300円	1370円
第4段階	市町村民税課税の方	1600円	2066円

(2) (1)以外のサービス

以下のサービスは利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

- ① 送迎料金(片道) 約187円
- ② 理美容代 実費
- ③ 個人の趣味、娯楽、嗜好品にかかる費用 実費
- ④ 複写物の交付 1枚 白黒10円・カラー30円
- ⑤ 日常生活に通常必要な費用

提供されるサービスのうち、日常生活において通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの 実費

(3) キャンセル料

入所前にご利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① 入所日の前日午後17時までにご連絡いただいた場合	無料
② 入所日の前日午後17時までにご連絡がなかった場合	1日の基本料金の30%

(4) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

※以下の場合に、こちら側の判断で利用途中であっても利用を中止させていただく場合があります。

- ・ご利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他のご利用者へ暴力行為や生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

(5) 支払方法

現金でのお支払いの方

短期入所生活介護のご利用の度（月複数回ご利用の方はその最終ご利用回）、開始時に予定利用期間で計算した請求書をお渡しいたしますので、利用終了時にお支払い下さい。お支払いいただきますと、領収書を発行します。

口座引き落としでのお支払いの方

当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月 5 日までにご利用者に送付します。翌月の 18 日（休日の場合は翌営業日）に指定口座より引き落とします。原則として、引き落としが行えた際には領収書を発行、送付します。

3. 施設（サービス）の利用に当たっての留意事項

(1) サービスの利用申し込み

まずは、居宅介護支援事業所を通してお申し込みください。

利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、利用の予約は居宅介護支援事業所を通じて決定します。

(2) サービス利用契約の終了

① ご利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合
- ・介護保険給付でサービスを受けている利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

※この場合に限り、予約を有効にしたまま、契約条件を変更して再度契約することができます。

③ その他

・ご利用者が、サービス利用料金の支払いを 3 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 1 ヶ月以内に支払わない場合、ご利用者やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、または、やむを

得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、1ヶ月前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

(3) その他の留意事項

・面会	……	9：30～15：30（予約制）
・飲酒、喫煙	……	飲酒は原則可能、喫煙は館内禁煙です。
・部屋への電気製品持ち込み	……	特に規制していません。
・施設外での受診	……	可能です。（ご家族対応となります）
・宗教活動、政治活動、営利活動	……	他のご利用者に迷惑をかけること。
・ペット	……	持ち込み禁止です。

4. 個人情報保護

事業所および事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得たご契約者及び家族に関する情報を、施設サービス計画の作成、サービス担当者会議、入院時の情報提供など、業務上必要な際以外に正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。なお事業者の使用する者が退職したあとも、守秘義務は継続されます。

5. 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先		
ご家族	氏名	
	住所	
	電話番号	
	続柄	
主治医	氏名	
	医院名	
	電話番号	

6. 事故発生の防止及び発生時の対応

〈事故発生の防止〉

当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護保険サービスを提供するために、常に改善を行い、社会的な評価を得られるよう全力をあげて運営を行います。そのために、サービスの安全性はもとより、職員の健康管理、事故防止に努め、施設の保全について計画的に取り組みます。また、事故が発生した場合には、速やかに適切な対応が行えるよう常日頃から全職員でもって自己研鑽に取り組み、事故を未然に防ぐために必要な予見知識の習得に努

めます。

〈事故発生時の対応〉

ご利用者の生命・身体・財産にかかわる事故が発生したときは、直ちにご家族に連絡し必要な処置を講じます。事業者の責めに帰すべき事由により発生したものは損害を賠償します。なお事故内容については保険者（岡山市）及び岡山県に報告します。又、事故原因を分析し、再発の防止に努めます。

7. 損害賠償

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

8. 非常災害対策

- | | | |
|----------|-------|----------------------|
| ・ 防災時の対応 | ————— | 非常用放送設備・ホットライン・火災報知器 |
| ・ 防災設備 | ————— | スプリンクラー・消火栓・消火器 |
| ・ 防災訓練 | ————— | 年間 4 ～ 6 回 |
| ・ 防火管理者 | ————— | 常国 修治 |

9. サービスの利用のために

事 項	有 無	備 考
男性介護職員の有無	有	可能な限り同性介護に努めます。
従業員への研修の実施	有	年間研修計画に基づき実施します。
サービスマニュアルの作成	有	「防災マニュアル」「食中毒・感染症マニュアル」など
身体的拘束		ご利用者本人又は他のご利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他ご利用者の行動を制限しません。なお諸事情により身体拘束を行わざるを得ない場合については「旭川敬老園身体拘束に関する規定」に基づいて、ご家族に説明を行い、同意（書面にて）の上実施します。その後も再検討を行い、身体拘束をなくすべく最善の努力を怠りません。
虐待の防止について		ご入居者の人権の擁護及び虐待等の防止のため、①虐待の防止に関する責任者を選定します。②従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。③その他虐待の防止のために必要な措置を講じます。また、事業所は、サービス提供に当たり、当該事業所の従事者又は養護者（入居者家族等）による虐待を受けたと思われるご入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
成年後見制度の活用支援		入居者と適正な契約手続き等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行います。

10. サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当施設における苦情の受付

生活に関する相談、要望、苦情はサービス提供責任者か下記窓口までお申し出ください。
苦情は旭川敬老園苦情解決委員会にて処理します。

【相談窓口】

電話番号 (086) 275-4349 担当者 [生活相談員] 氏家 翼
苦情解決責任者 [園 長] 三宅 典子
(受付時間 月曜日～金曜日 午前9:00～午後5:00)

(2) 行政機関その他苦情受付機関

岡山市 介護保険課	所在地 電 話	岡山県岡山市北区鹿田町一丁目1番1号 086-803-1240
岡山市 事業者指導課	所在地 電 話	岡山市大供3-1-18 KSB会館4階 086-212-1014
岡山県運営適正化委員会	所在地 電 話	岡山県岡山市北区南方2丁目13-1 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館 086-226-9400
国民健康保険団体連合会	所在地 電 話	岡山県岡山市北区桑田町17番5号 086-223-8811

11. 第三者評価の実施状況

- (1) 実施の有無 ☒ 有 ・ 無
(2) 実施した直近の年月日 平成30年5月7日
(3) 実施した評価機関の名称 東京リーガルマインド
(4) 評価結果の開示状況 ウェブ掲載(WAMNET)・施設内掲示

12. 当法人の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 旭 川 荘
代表者役職・氏名 理事長 神崎 晋
本部所在地・電話番号 岡山市北区祇園866 086-275-0131

定款の目的に定めた事業

(令和6年8月現在)

1. 第一種社会福祉事業

乳児院、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、特別養護老人ホーム、障害者支援施設

2. 第二種社会福祉事業

障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、放課後児童健全育成事業、児童の福祉増進について相談に応ずる事業、老人居宅介護等事業、老人短期入所事業、認知症対応型老人共同生活援助事業、老人デイサービスセンター事業、老人介護支援センター、障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、地域活動支援センター、身体障害者の更生相談に応ずる事業、知的障害者の更生相談に応ずる事業

3. 公益事業

医療法に規定する病院及び診療所、老人福祉法に規定する有料老人ホーム、介護保険法に規定する介護老人保健施設、介護保険法に規定する訪問看護事業（介護予防訪問看護事業）、健康保険法に規定する訪問看護事業、介護保険法における居宅介護支援事業、障害者の自立と社会参加を促進する施設、地域の連携・交流を促進する施設、医療福祉に関する研修・研究事業、医療福祉に関する国際交流事業、学校教育法に規定する専門学校

当法人が運営する
介護サービス事業所
(媛県)

(令和7年4月現在)

居宅介護支援	2ヵ所（岡山市、高梁市）
訪問看護	3ヵ所（岡山市、高梁市、愛媛県）
訪問介護	1ヵ所（岡山市）
訪問リハビリ	2ヵ所（高梁市）
通所介護	1ヵ所（高梁市）
通所リハビリ	2ヵ所（高梁市）
短期入所生活介護	1ヵ所（岡山市）
短期入所療養介護	1ヵ所（高梁市）
認知症対応型共同生活介護	3ヵ所（岡山市、高梁市）
介護老人福祉施設	1ヵ所（岡山市）
介護老人保健施設	1ヵ所（高梁市）
特定施設入居者生活介護	1ヵ所（岡山市）